

(別添5)

## 令和6年度「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」における環境省出展バーチャルコンテンツ制作業務の概要及び企画書作成事項

### I 仕様書（骨子）

#### 1. 業務の目的

令和7年に「2025年日本国際博覧会」（以下「大阪・関西万博」という。）が大阪・夢洲で開催され、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、人間一人一人が、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、国際社会が共創していくことを推し進めることになると期待される。

他方、大阪・関西万博が開催される令和7年は、地球温暖化対策計画に定める我が国の温室効果ガス2030年度46%削減目標の達成に向けた中間年ともいうべき時期であるとともに、資源循環（サーキュラー・エコノミー）や生物多様性保全に係る目標（30by30）など国内外の各主体の取組を発信する上で重要な節目である。

こうした背景を踏まえ、地球規模の様々な課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場である大阪・関西万博を絶好の機会と捉え、環境省における環境保全の取組を国内外に発信する。

大阪・関西万博では、「未来社会の実験場」を事業コンセプトとし、未来社会ショーケースとして、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）、メタバース等のバーチャル技術を活用して、バーチャル空間上に3DCGで夢洲会場を再現し、ユーザーはアバターを介してバーチャル会場を散策するとともに、各出展者が展開するバーチャルパビリオン内部に入り、バーチャルならではの特性をいかした展示や催事が体験できる「バーチャル万博」が行われることになっている。

本業務は、この大阪・関西万博のバーチャル会場プラットフォーム上でのバーチャルパビリオンに、環境省出展として、環境基本計画のコンセプトや、炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラー・エコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）といった、我が国における環境保全の取組を国内外に向けて効果的に発信するための環境省出展バーチャルコンテンツ（以下「バーチャルコンテンツ」という。）の制作を行うことを目的とする。

#### 2. 業務の内容

請負者は上記の目的を達成するため、以下の業務を実施するものとする。なお、業務の実施に当たっては、環境省担当官と調整の上、行うこととする。

ただし、今年度業務では、バーチャルコンテンツの制作のみを行うこととし、バーチャルコンテンツの配信、管理、保守、その他運用に関する業務は、含まないものとする。

##### (1) バーチャルコンテンツの提案

若年層を中心に、環境問題に興味・関心がない層にも興味・関心を抱いてもらえるようなものであり、かつ、バーチャル空間で循環経済、自然再興を迫体験することで、これらに対する理解促進と行動変容を促進させるような内容のものを提案すること。

ただし、ユーザーは、パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報端末からバーチャルコンテンツを視聴する前提であり、ヘッドセット、その他の専門機器を使用しないとバーチャルコンテンツを視聴することができないものは避けることと

する。

また、バーチャル万博は、世界中、いつでも、どこからでもアクセスが可能であるが、時差を考慮すると、生配信が必要なバーチャルコンテンツは、実施、管理、運営等に当たっての負担が大きくなるおそれがあるため、実施、管理、運営等に当たっての負担をできるだけ軽減したものとすること。

なお、バーチャルコンテンツの内容は以下について考慮すること。

#### ① コンセプトの理解

環境省は大阪・関西万博に出展するに当たって、大阪・関西万博テーマ事業の1つである「いのちを知る」(※1)のプロデューサーである福岡伸一氏(生物学者・青山学院大学教授)と連携することとしている。

そこで、バーチャルコンテンツの制作に当たっては、大阪・関西万博テーマ事業「いのちを知る」の趣旨や、福岡伸一氏プロデュースのシグネチャーパビリオン「いのち動的平衡館」(※2)のコンセプトと、環境省の施策、特に、循環経済、自然再興を関連付けて、わかりやすく、より具体的に理解することができるようなものとすること。

#### ※1 「いのちを知る」

「生命系全体の中にある私たちのいのちの在り方を確認する。」(公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の公式ウェブサイトから抜粋)

(参考) 大阪・関西万博の理念とテーマ事業の考え方(公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の公式ウェブサイト)

<https://www.expo2025.or.jp/overview/philosophy/>

#### ※2 「いのち動的平衡館」

「地球の未来に向けて、いのちを捉えなおすためのフィロソフィーを手渡したい。あなたと環境とのあいだには実は明確な境界線はない。あなたを構成している原子や分子は絶えず環境との間で交換されている。そしてあなたのいのちは、38億年前に奇跡的に生まれた、たったひとつの細胞から出発した壮大な流れの中にあり、未来に手渡されていく。これが動的平衡。あなたの生命観を根底から揺さぶり、生きることの意味と希望を再発見する体験をお届けします。」(公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の公式ウェブサイトから抜粋)

(参考) 概要(公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の公式ウェブサイト)

[https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or.jp\\_2022/assets/pdf/project/pav\\_fukuoka\\_202305.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or.jp_2022/assets/pdf/project/pav_fukuoka_202305.pdf)

(参考) 「いのち動的平衡館」(「いのち動的平衡館」公式ウェブサイト)

<https://www.expo2025-fukuoka-shin-ichi.jp/>

(バーチャルコンテンツの例)

- ・ アバターがある製品になって、回収されて、破碎されて、新たなモノにリサイクルされることを追体験するもの。
- ・ いろいろな生物が関わりあって1つの生態系を構成していることをビジュアル的に見せる。

- ・ アバターがバーチャル空間で環境保全に関するクイズに挑戦する。
- ・ 「森里川海」が関わりあって日本の生態系を構成しており、これらを一体で保全する必要があることをアピールするもの。

## ② 興味を持ってもらうための工夫

バーチャルコンテンツには、若年層を中心に、環境問題に関心がない層にも興味・関心を抱いてもらえるような要素を盛り込んだ提案を行うこと。また、国内だけではなく、グローバルな視点での企画提案を行うこと。例えば、以下のような要素が考えられる。

(取り入れるべき要素の例)

- ・ バーチャル空間をアバターで回遊しやすくなるような要素
- ・ 滞在時間が長くなるような要素
- ・ 環境について学べる要素
- ・ 遊べる要素
- ・ 体験型の要素
- ・ 海外の方でも楽しめる内容（国内の事情を知らないと楽しめない内容に限らない。）

## ③ トラブル防止の工夫

バーチャル空間、特にメタバース空間においては、不特定多数のユーザーがコミュニケーションをとることができるため、アバター間の故意による過度なつきまとい行為、投稿機能がある場合にはある特定の相手にささやいたりする行為が行われるおそれがある。

こうした行為に伴うトラブルを防止するため、オンライン上でのトラブルに対する抑止策や防止策を盛り込むこと。例えば、以下のような対策が考えられる。ただし、不審者を退出させるなどのかえってトラブルを誘発しそうな対策、不審なユーザーのアカウントを凍結させるなどのコンテンツ制作者の権限外の対策、24時間有人で監視しなければいけないなどの運用者の負担の大きい対策など、実現可能性が低い対策はとらないこととする。

(とるべき対策の例)

- ・ スタッフが巡回していることを示すような「ノンプレイヤーキャラクター(NPC)」に巡回させる

## ④ バーチャル万博ガイドライン等の準拠

バーチャル万博に出展するバーチャルコンテンツは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が作成している「バーチャル万博コンテンツ構築・運営に係るガイドライン」（以下「バーチャル万博ガイドライン」という。）、その他博覧会協会が定める規約に準拠したものを提案すること。「バーチャル万博ガイドライン」の閲覧を希望する際には、環境省担当官から提供するので、申し出ること。ただし、秘密保持に係る誓約書を環境省担当官に提出すること。

(バーチャル万博ガイドライン上の制限の例)

- ・ 博覧会協会が配布する「Unity」ベースの専用制作ツールをダウンロードの上、ルームを制作すること。

- ・ バーチャル空間 1 ルーム当たりの最大容量は100MB以下であること。

(参考) バーチャル万博について (公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の公式ウェブサイト)

<https://www.expo2025.or.jp/future-index/virtual/virtual-site/>

⑤ 意識変容等に関するアンケート

バーチャルコンテンツの中には、環境省のバーチャルコンテンツを視聴することで、環境に対する理解が深まったか、及び、環境保全につながる取組を行いたいと感じるようになったか、について問うアンケートを盛り込むこと。

(2) 実施バーチャルコンテンツの決定及び制作

① バーチャルコンテンツの内容の確定

バーチャルコンテンツの内容の確定に当たっては、福岡伸一氏の意見を取り入れるものとし、バーチャルコンテンツ内容を環境省担当官と協議の上、内容を決定するものとする。

また、バーチャルコンテンツの制作に当たっては、福岡伸一氏へのヒアリング (月 1 回程度、各 2 時間程度) を行うこと。その際、株式会社福岡伸一オフィスへの監修料 (1 回につき、100,000円) 支払うこととする。

② 権利関係への配慮

なお、既存の動画、画像、キャラクター等を活用する場合には、権利関係上問題が生じないように、環境省担当官も含めて、十分に確認・調整を行うとともに、費用を負担する必要がある場合には、請負事業者が負担し、支払うこと。新たに制作するバーチャルコンテンツについては、環境省及び次年度以降の請負業務の請負者 (別の事業者と契約する可能性も留意すること。) が引き続き使用できることを前提に、複数年度にわたって使用が可能なものとし、環境省担当官も含めて、関係者と権利関係を事前に協議すること。

③ 英語を含む多言語版の制作

バーチャルコンテンツの対応言語の基本は日本語であるが、世界各国のユーザーがバーチャル万博にアクセスすることも踏まえ、世界各国の方にも環境省における環境保全の取組を発信するための、英語を含む多言語対応 (英語は必須とする。) ができるバーチャルコンテンツを提案すること。バーチャルコンテンツの制作に当たっては、質の高い外国語使用能力、知識層によるネイティブ・エディティング (校正) を確保できる環境を整備すること。

④ バーチャルコンテンツ引継用マニュアル等の作成

令和 7 年度のバーチャルコンテンツの配信、管理、保守、その他運用に関する業務は別の事業者と契約する可能性があるため、運用等を行う事業者が今回制作したバーチャルコンテンツの仕様等を遺漏なく把握し、万博期間内に運用等を滞りなく行えるようにする必要がある。

そこで、バーチャルコンテンツの仕様、配信、管理、保守、その他運用に関する引継のためのマニュアルを作成すること。

⑤ バーチャルコンテンツのアップロード等

制作したバーチャルコンテンツは、環境省担当官と協議の上、確定し、入念な動

作確認をした上で、3. の履行期限までに、コンテンツマネジメントシステム（CMS ※3）上にアップロードすること（※4）。アップロードに当たっては、必ず福岡伸一氏のバーチャルチームと連携すること。アップロードしたら、その旨を環境省担当官まで報告すること。

そのほか、博覧会協会から必要書類の提出を求められることがあるので、その際は、環境省担当官の指示に従い、提出すること。

※3 制作したバーチャルコンテンツを管理するために博覧会協会が指定するシステム。この機能を活用することで、制作ツール（「Unity」）のダウンロードや、制作したバーチャルコンテンツを本番環境にアップロードすること、外部システムとの接続・管理や、ルームパターンの各種設定を行うことが可能。

※4 「Unity」でコンテンツを制作しつつ、博覧会協会が配布するソフトウェア開発キット（SDK）を「Unity」に組み込むことで、バーチャル万博会場プラットフォームへ制作したバーチャルコンテンツを保存できるようになるので、その保存をもって、バーチャル万博アプリとしての配信の準備が整うことになる。ただし、CMS上にアップロードしたバーチャルコンテンツのファイルを公開する設定については、万博期間に行うので、今年度業務の範囲外である。

### （3）業務打合せ等

本業務に係る打合せ・進捗報告を月1回程度行うこととし、打合せ後は議事概要を作成すること。打合せは対面を原則とするが、環境省担当官の了解を得て、webでの開催も可とする。

また、環境省担当官の指示に従い、本業務に必要な打合せ・会議に参画するとともに、必要な資料を作成すること。

### （4）再委任等

必要に応じて、業務の一部を再委任等することは差し支えない。ただし、請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委任等することはできない。再委任等を行う場合には、必ず事前に環境省担当官に承諾を得ること。

## 3. 履行期限

### （1）バーチャルコンテンツのアップロード

① 暫定版コンテンツ：令和6年9月30日（月）まで

※ この期限によりがたい場合は環境省担当官と事前に対応を協議すること。

② セット版コンテンツ：令和7年3月31日（月）まで

### （2）成果物

① バーチャルコンテンツ引継用マニュアル：令和7年3月31日（月）まで

② バーチャルコンテンツ一式：令和7年3月31日（月）まで

③ 報告書：令和7年3月31日（月）まで

## 4. 成果物

### （1）バーチャルコンテンツ引継用マニュアル

- ・ 引継用マニュアル：4部（A4判、50ページ程度、軽印刷）
- ・ 引継用マニュアル一式を収納した電子媒体（DVD-R）：4枚

(2) バーチャルコンテンツ一式

制作したバーチャルコンテンツ一式を収納した電子媒体 (DVD-R) : 4 枚

(3) 報告書

- ・ 報告書 : 6 部 (A4 判、50 ページ程度、軽印刷)
  - ・ 報告書の電子データを収納した電子媒体 (DVD-R 等) : 4 枚
- 報告書等及びそのデータの仕様及び記載事項は、別添によること。

(4) 提出場所

環境省大臣官房総合政策課

5. 業務請負条件

大阪・関西万博では、博覧会協会からバーチャルコンテンツ制作に使用するツールを指定されているところ、当該ツールは専門的知識を要するものであり、使いこなすためにはある程度の使用経験を有している必要がある。

そこで、バーチャルコンテンツの制作に当たっては、以下の条件を満たしていること。

- ・ 本業務に従事するプログラマーは、今回博覧会協会が指定する共通プログラムの「Unity」を使用したプログラミングにつき、5 年以上の実務経験を有すること。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、肖像権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等 (以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリテ

ィ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章 ; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
- ・ 計算表 ; 表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
- ・ プレゼンテーション資料 ; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
- ・ 画像 ; BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## II 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

### (1) 業務に対する理解

本業務に対する理解度を審査するので、仕様書（骨子）2.（1）①に記述した、大阪・関西万博のテーマ事業の1つである「いのちを知る」の趣旨、万博プロデューサーの1人である福岡伸一氏のシグネチャーパビリオン「いのち動的平衡館」のコンセプト、環境省の施策、特に、循環経済、自然再興に対する理解について、別紙様式Aに従い記述すること。

### (2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ① 仕様書（骨子）2.（1）柱書に記述した、バーチャル空間で循環経済、自然再興を体験することで、これらに対する理解促進と行動変容を促進させるような内容のバーチャルコンテンツについて、具体的に提案すること。
- ② 仕様書（骨子）2.（1）②に記述した、若年層を中心に、環境問題に関心がない層にも興味・関心を抱いてもらえるような要素や、国内だけではなく、グローバルな視点を盛り込むための工夫について、具体的に提案すること。
- ③ 仕様書（骨子）2.（1）③に記述した、不特定多数のユーザーが参加することに伴うトラブルを防止するための対応策について、具体的に提案すること。
- ④ 仕様書（骨子）2.（2）③に記述した、世界各国の方にも環境省における環境保全の取組を発信するための英語を含む多言語対応について、具体的に提案すること

### (3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

### (4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

### (5) 業務実績

過去5年間における政府又は地方公共団体の施策に関するバーチャルコンテンツ制作、その他普及啓発業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

### (6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

業務に対する理解（仕様書（骨子）2.（1）①）

大阪・関西万博のテーマ事業の1つである「いのちを知る」の趣旨、万博プロデューサーの1人である福岡伸一氏のシグネチャーパビリオン「いのち動的平衡館」のコンセプト、環境省の施策、特に、循環経済、自然再興に対する理解について、記載してください。

(※) 本様式はA4版2枚以内とする。

## 業務の実施方法等の提案

### 1. バーチャルコンテンツの内容等（仕様書（骨子） 2. （1）柱書）

バーチャル空間で循環経済、自然再興を体験することで、これらに対する理解促進と行動変容を促進させるような内容のバーチャルコンテンツについて、具体的に提案してください。

### 2. 興味を持ってもらうための工夫（仕様書（骨子） 2. （1）②）

環境問題に興味・関心がない若年層にも興味・関心を抱いてもらえるような要素や、国内だけではなく、グローバルな視点を盛り込むための工夫について、具体的に提案してください。

### 3. トラブル防止の工夫（仕様書（骨子） 2. （1）③）

不特定多数のユーザーが参加することに伴うトラブルを防止するための対応策について、具体的に提案してください。

### 4. 英語を含む多言語版の制作（仕様書（骨子） 2. （2）③）

世界各国の方にも環境省における環境保全の取組を発信するための英語を含む多言語対応について、具体的に提案してください。

注 本様式は全項目合計でA 4版 30枚以内に記載すること。

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

## 業務実施体制（配置予定管理技術者）

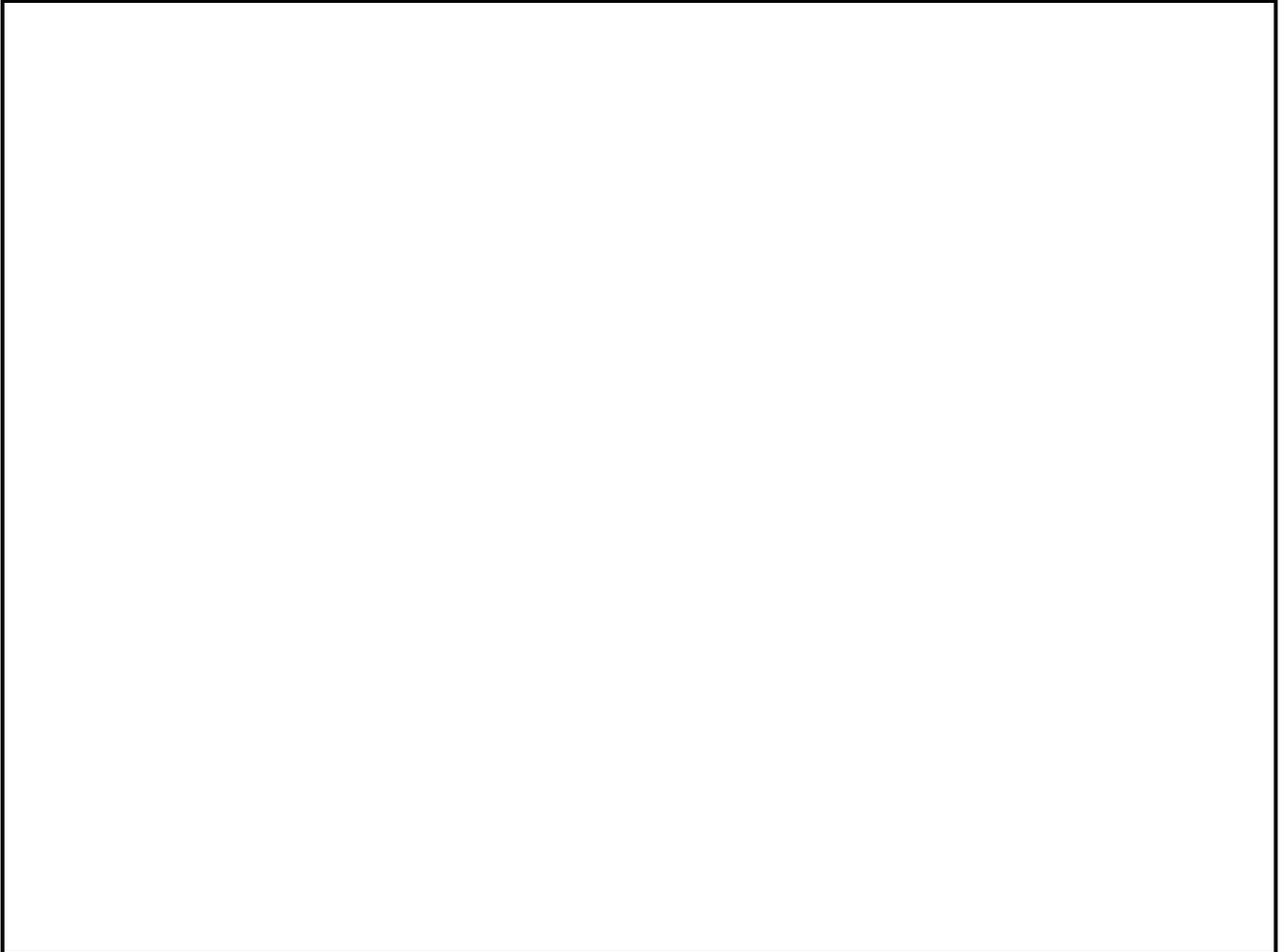
管理技術者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数）	
		年（                      年）	
学歴 （卒業年次/学校種別/専攻）			
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）			
1)		年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）	
2)		年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）	
3)		年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）	
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数： 年 月 日現在                      件）			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格（技術士など）			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間における政府又は地方公共団体の施策に関する  
バーチャルコンテンツ制作、その他普及啓発業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：
認定等の名称： (認定段階： ) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日 )

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。